

令和8年度
二段階一般競争入札
(金沢区柴町 土地)
募集要項

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和8年8月実施

横 浜 市 消 防 局

I 概 要

横浜市では、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、金沢区柴町に所在する市有地について、事業計画書の内容等による資格審査及び競争入札（二段階競争入札）により、貸付公募を行います。

1 貸付物件（土地）

所在地番・種別	貸付面積（㎡）	備 考
横浜市 金沢区柴町 343 番 12	897.69	用 途 地 域： 準住居地域（60/200） 貸 付 期 間： 令和8年12月1日（火） から 令和23年11月30日（土） まで 最低入札価格： 月額329,452 円 入札保証金： 免除 貸 付 条 件： 募集要項Ⅱ－4参照

2 公募のスケジュール

募集要項の配布	令和8年8月25日（火） から令和8年9月25日（金） まで 【配布場所】 横浜市消防本部庁舎 本館7階消防局総務課及び消防局ウェブサイト
物 件 の 下 見	令和8年8月31日（月） 午後2時 ※下見を希望される場合は8月28日（金） 正午までに電話若しくはEメールで予約をしてください。
質問書の提出・回答	令和8年8月25日（火） から令和8年9月4日（金） まで ※令和8年9月11日（金） までに消防局ウェブサイトにて回答します。
応募申込者の受付	令和8年9月11日（金） から令和8年9月25日（金） まで 【受付場所】 消防局本部庁舎 本館7階消防局総務課
応募申込者の資格審査	令和8年10月7日（水） まで ※全ての審査項目が適正な応募申込者を貸付料入札者とします。
貸付料入札者の決定	令和8年10月21日（水） ※審査結果は、10月21日（水） までに応募申込者へ通知します。
貸付料入札・開札	令和8年10月26日（月） 午後2時～ 【入札場所】 消防局本部庁舎 本館2階入札室
借 受 人 の 決 定	令和8年10月26日（月）
契 約 書 の 締 結	令和8年11月20日（金） 頃まで（保証金納付期限）
引き渡し	令和8年11月30日（月） 頃まで
貸 付 期 間	令和8年12月1日（火） から令和23年11月30日（土） まで ※15年

Ⅱ 貸付内容（条件等）について

1 貸付物件

以下の土地を貸し付けます。

所在地番	貸付面積（㎡）	備考
横浜市金沢区柴町343番12	897.69	別添案内図参照

※既設電柱あり

2 貸付期間

令和8年12月1日（火）から令和23年11月30日（土）まで

貸付けに係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間も貸付期間に含みます。

3 貸付料

（1）月額

貸付料入札時の落札価格が月額貸付料となります。

※ 貸付期間が1か月に満たない月については、日割り計算（日数÷30）により算出した金額を当月貸付料とします。

（2）支払方法

本市の発行する納入通知書により、毎月指定日までに月額の貸付料を徴収します。

4 貸付条件

（1）貸付けの用途

物品販売店又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場での利用を原則とします。

（2）用途の制限

貸付地に建築物を建設する場合の高さは8m未満とし、住居を併設することはできません。

また、次のアからキに該当する使用はできません。

ア 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途

イ 政治的又は宗教的用途

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（成人向けDVDショップ等を含む。）の用途

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、要綱等に違反する用途

カ その他本市が適さないと判断した用途

キ 第三者をしてアからカの用途に使用させること

（3）貸付方法

ア 地方自治法 第238条の5第1項に基づく普通財産の貸付けとなります。

イ 契約は、**借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定に基づく事業用定期借地権設定契約**とします。

ウ 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装）などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても現状有姿のままでお貸しすることになります。

- エ 貸付地内には電柱その他これに附属する設備（以下「電柱等」という。）が設置されています。
- オ 電柱等に係る敷地使用料その他これに類する収入は横浜市に帰属します。
- カ 借受人は、電柱等が設置された現状のまま貸付物件の引渡しを受けるものとします。
- キ 借受人が電柱等の移設又は撤去を希望する場合は、借受人自らの責任において電柱設置事業者と協議するものとし、移設等の可否、時期及び費用負担については当該事業者との協議により決定します。

（４）禁止事項

ア 権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、あらかじめ本市から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

イ 貸付財産の形質変更の禁止

借受人は、貸付対象財産の使用にあたり、貸付財産の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ本市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

（５）貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「Ⅱ ７ 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して本市に返還しなければなりません。

この場合、借受人は本市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

５ 借受人の義務

（１）調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができます。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

（２）その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしていただきます。

イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、本市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

６ 違約金

違約金に関しては、別添「事業用定期借地権設定契約書」の内容を参照してください。

７ 引き渡し

令和８年１１月３０日（月）までに、現地立会いのうえ、現状有姿で土地の引き渡しを行います。ただし、落札者の都合により現地立会いを行わない場合は、令和８年１１月３０日（月）に現状有姿で土地の引き渡しを行ったものとします。

貸付面積には、工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、立竹木）なども含みます。

8 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、本市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受人が「Ⅱ 4 貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「Ⅱ 5 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。
この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。
- (2) 本市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。

Ⅲ 物件の下見及び質問書の提出と回答について

1 物件の下見

物件の下見は次のとおり行います。下見を希望される場合は令和8年8月28日（金）正午までに、電話若しくはEメールで所管課まで連絡をお願いします。

- (1) 日時
令和8年8月31日（月）午後2時から3時まで
- (2) 集合場所
現地（横浜市金沢区柴町343番12）

2 募集要項に関する質問書の提出と回答

募集要項についての質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 質問受付期間
令和8年8月25日（火）から令和8年9月4日（金）まで
- (2) 提出方法
別紙様式に記入の上、Eメールに添付して送信してください。
- (3) 回答
質問書が提出された場合は、令和8年9月11日（金）までに消防局ウェブサイトにて回答します。

3 下見及び質問についての連絡先

末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

IV 応募について

1 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て備える者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること（一般競争入札の参加者の資格を有しない者でないこと）。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに事業用定期借地権設定契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
- (5) 募集要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

2 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号：以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

ア 公募土地を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ

- るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
エ ア～ウの依頼を受けて応募に参加しようとする者

3 応募方法

受付期間内に、応募に必要な書類を各1部用意し、受付場所まで直接御持参ください（郵送、電話、ファックス、Eメールによる受付は行いません）。

(1) 受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）まで
（ただし、土、日、祝祭日を除きます。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

(3) 受付場所

末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

(4) 応募に必要な書類

- ア 一般競争入札参加申込書（実印で押印のこと）
 - イ 事業計画書及び土地利用計画書（利用目的詳細を記載した書面）
 - ウ 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - エ 印鑑証明書
 - オ 法人役員名簿（役員住所、生年月日も記載）の写し
 - カ 最近2年間の納税証明書（「法人税 その1 納税額証明書」及び「市民税（法人分）」）
 - キ 財務諸表の写し
- ※ 個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること
ク 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

(5) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。

※提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

(6) 応募後の調査等について

応募後、資格審査のための財務診断、調査等を実施させていただきます。また、選定にあたって、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

V 応募申込者の資格審査

1 審査について

貸付料入札者の選定にあたっては、貸付用途が施設の性格に合わないもの、行政施設の立地条件から好ましくないもの、応募資格等についての審査を令和8年10月7日（水）までに行います。

2 審査方法

- (1) 応募受付期間に申込を済ませた応募申込者を対象に、資格審査を行います。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募申込者を貸付料入札者とします。
- (2) 資格審査は、提出された書類を元に行います。
- (3) 応募内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

3 審査項目（別表参照）

審査項目は次のとおりとします。

(1) 貸付けの用途

貸付用途が要項で示したものか否か、制限をした用途に該当していないか

(2) 周囲との調和性

周囲との調和性が取れているか、周辺に悪影響を与えないか

(3) 事業計画の実現性

資金計画、建築計画、スケジュール、経営の安定性、導入施設の実現性

(4) 応募資格等

応募資格は適正か、応募制限に該当していないか

4 審査結果

審査結果については令和8年10月21日（水）までに、全ての応募者に対して文書で通知します。

全ての審査項目が適正とされた応募申込者は、貸付料入札者として入札に参加することができます。

VI 入札について

1 入札資格

貸付料入札者は、審査会で全ての審査項目が適正とされた応募申込者とします。

2 入札・開札

(1) 日時

令和8年10月26日（月）午後2時00分から

(2) 場所

横浜市消防局本部庁舎 本館2階入札室

(3) 入札書

所定の入札書に必要事項を記入し、記名・押印の上、物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

入札金額は、月額賃料の額を表示してください。

なお、代理人の方が入札される場合は、委任状が必要となります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者の入札

イ 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札

ウ 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

オ 入札者の記名押印のない入札書による入札

カ 要領が不明確な入札書による入札

キ 入札に関し、不正行為があった者の入札

ク 最低入札価格に達しない貸付料で入札した者の入札

3 開札

入札締切り後、直ちに開札を行います。

貸付料入札者が開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

4 落札者

落札者は、横浜市の最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者とします。

最高の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

なお、再度入札は実施しません。

5 入札結果

入札結果については、令和8年11月以降、横浜市消防局ウェブサイトにて公表いたします。

VII 契約方法等について

1 事業用定期借地権設定契約書の締結

入札終了後、落札者には貸付決定通知書、契約書及び納入通知書（保証金用）をお渡しします。落札者は、令和8年11月20日（金）までに、本市の定める様式により、事業用定期借地権設定契約書を締結していただきます。

契約の締結には、次の書類を添付します。

- (1) 公有財産貸付申請書（実印で押印のこと）**
- (2) 使用前の写真（契約日に提出）**
- (3) その他必要な書類**

なお、本契約は、借地借家法第23条第3項の規定に基づき公正証書により締結します。落札者は、公正証書作成に係る公証役場との調整、必要書類の作成及び提出その他契約締結に必要な手続きを自己の責任において行うものとし、これらに要する費用は全て落札者の負担とします。（本市は、公正証書作成のために必要な範囲で書類の提出その他の協力を行うものとします。）

2 貸付料の支払い

本市の発行する納入通知書により、毎月指定日までに、月額 of 貸付料を徴収します。

※ 保証金（貸付料6か月分）は、契約締結日までに、横浜市の発行する納入通知書により納付していただきます。

VIII 落札後について

1 地域住民への住民説明会の開催

落札後、落札者には地域住民への住民説明会を開催していただきます。

※地域住民は本貸付公募に対する関心が非常に高いため。

(1) 内容

事業計画の概要・工事説明等

(2) 日時

令和8年12月1日（火）から着工日前日までの期間

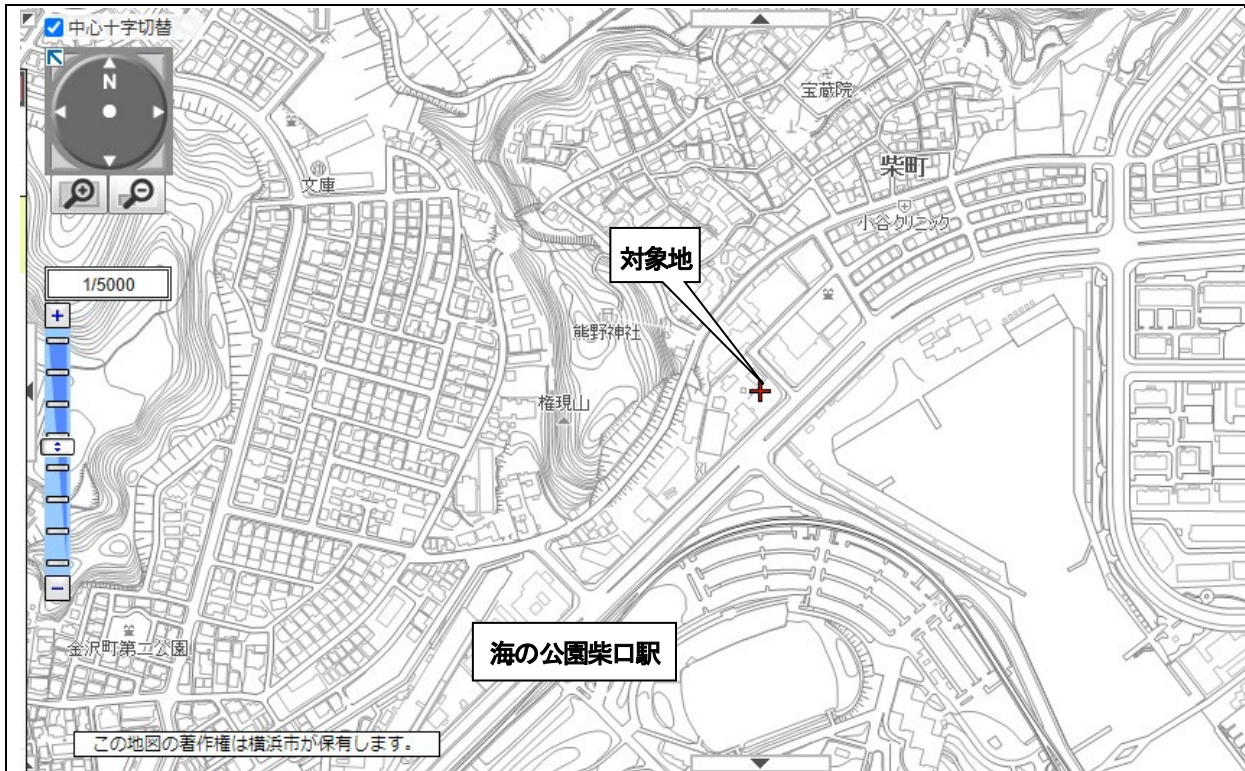
別表 審査項目及び審査基準

※ 審査委員会が当該表を基に審査を行います。全ての審査項目について適正と認められた応募申込者を貸付料入札者とします。

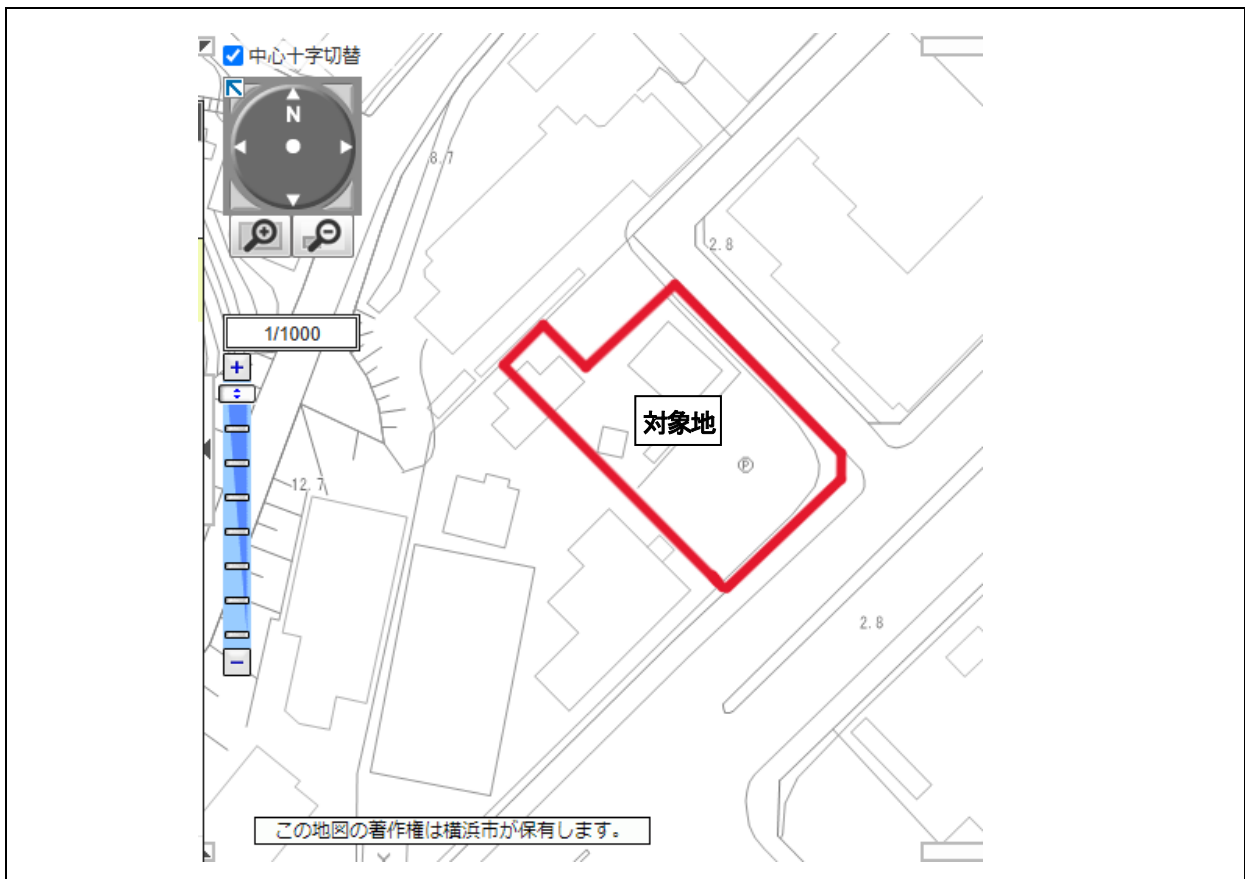
審査項目	審査基準	判定	参考
貸付けの用途	・貸付用途が募集要項で認められた用途であること。 ・用途制限に該当していないこと。	適正／不適正	物品販売店又は路外駐車場での利用を原則とし、用途制限に抵触しないこと。
周囲との調和性	・周囲との調和性が確保されていること。 ・周辺環境に悪影響を与えないこと。	適正／不適正	騒音、悪臭、交通影響等について周辺環境への配慮がなされていること。
事業計画の実現性	・資金計画が適切であること。 ・建築計画が実現可能であること。 ・事業スケジュールが妥当であること。 ・経営の安定性が認められること。 ・導入施設等の実現性が認められること。	適正／不適正	提出された事業計画書、土地利用計画書及び財務関係書類等により審査する。
応募資格等	・応募資格を満たしていること。 ・応募制限事項に該当しないこと。 ・必要書類が適正に提出されていること。	適正／不適正	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、税の滞納がないこと、暴力団等反社会的勢力との関係がないこと等。

【貸付地】金沢区柴町 343 番 12

位置図

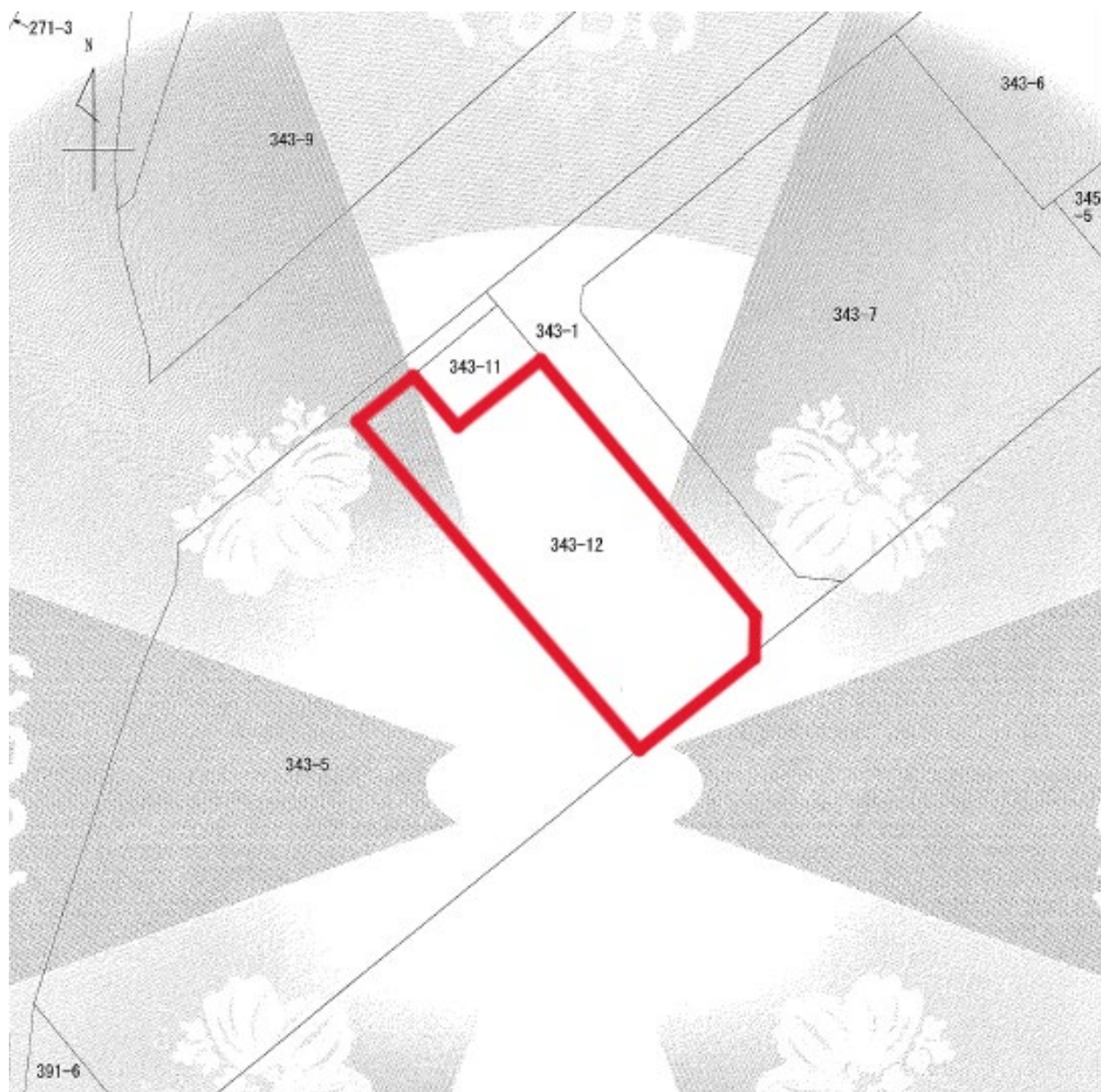


案内図



【注意事項】・土地の表示は概要です。

・位置図、案内図（iマッパーから引用）







南東側から撮影

※ 8月31日（月）午後2時から実施の物件の下見時には、【公図】343-11の位置に建設予定の消防団器具置場の工事車両が、【公図】343-12の位置に停車している場合があります。

募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付けに関する問い合わせ先は次のとおりです。

所 在	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地20
担当部署	横浜市消防局総務部総務課（横浜市消防局本部庁舎 本館7階） 担当：小原
電話番号	045-334-6524(直通)
Eメール	sy-keiyaku@city.yokohama.lg.jp
受付時間	土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除きます。)
備 考	募集要項は、横浜市消防局ウェブサイトに掲載します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/sonota/shobo/
応募受付先	横浜市消防局総務部総務課（横浜市消防局本部庁舎 本館7階） ※郵送等による受付はできませんので、直接応募受付先までご持参ください。